東京都立深川高等学校部活動に係る活動方針

令和７年４月１日
校　長　決　定

１　目　的

（１）　本校の教育目標である「自主・合理・積極・協調」を高めることを踏まえ、生徒の運動習慣の確立、芸術文化等の活動に親しみ、生涯を通じて、心身の健康を保持・増進し、スポーツに親しむ豊かな心を育み、技術や体力の向上を図るとともに、豊かな心や創造性の涵養を目指し、教育活動における学習とスポーツ・芸術のすべてのバランスがとれた学校生活を目指す。

（２）　自主自律の精神に基づいて、生徒の自主的・自発的な参加により部活動を行い、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

２　学校教育の一環としての活動

（１）　人間の心身の発達段階の重要な時期であることを踏まえ、個に応じた適切な目標を設定し、心技体のバランスのとれた活動を行う。

（２）　保護者・地域・中学校他、関係機関との連携を図り、常に公明正大な活動を行う。

（３）　新入生歓迎会等を通じて、部活動の活性化を図るとともに、各種大会、コンクール・発表会における目標実現、中学生部活動体験、公開講座、地域行事への積極的な参加により人間力の向上に努める。

３　練習内容

（１）　運動部においては、科学的トレーニング及びスポーツ医学に基づいて、生徒の体力、技術の向上や生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うこと、また文化部においては、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目的とし、合理的かつ効率的・効果的な活動内容とする。

（２）　生徒の心身の発育・発達や個々の体力・技術等を適切に把握して活動内容を立てるとともに、施設設備・各種使用器具・道具等の安全点検を組織的かつ定期的に行う。また熱中症事故防止を講じ、生徒の事故の未然防止を徹底した活動内容とする。

（３）　体罰及び不適切な行為が起こることがないよう、体罰関連等のガイドラインに基づくとともに、全ての人間関係において体罰・不適切な行為、暴力行為、誹謗中傷等の問題がない指導体制で活動する。

４　活動時間及び休養日の設定について

（１）　原則として、学期中の平日の活動時間は２時間程度とし、週休日（祝日含む。）長期休業期間中については３時間程度とし、できる限り合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
ただし、練習試合（遠征含む）、合同練習、公式戦（遠征含む）、発表会、地域活動においては、本質的な目的である効率的・効果的な活動を行った上で、状況に応じて対応する。

（２）　学期中の休養日は、１週間当たり２日以上の休養日を設ける。週休日の休養日については、練習試合、合同練習、公式戦、発表会等を控えている場合、設けることができないが、平日に休養日を振り替える。

５　設置されている運動部活動

陸上競技、バスケットボール男女、バレーボール男女、卓球男女、サッカー、バドミントン、剣道、水泳、硬式テニス、硬式野球、ダンス、テコンドー

６　設置されている文化部活動

演劇、科学、家庭科、合唱、ガーデニング、国際協力ボランティア、茶道、写真、書道、吹奏楽、中国研究、パソコン、美術、FESS、文芸、放送、MAC

７　活動計画

別紙